

コンプライアンスとは、法律や内部規定、業界ルール等を厳格に遵守することをいいます。当行は、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重さを強く認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとするとともに、全ての業務の基本として位置付けております。

● 行動憲章

当行では、コンプライアンスの浸透を図るために、行員一人ひとりに「コンプライアンス・ガイドブック」を配布しており、コンプライアンス研修等における啓蒙・教育に活用しています。また、同ガイドブックにおいては、当行並びに当行職員が地域社会からの幅広い信頼に応え、地域経済・社会の発展に貢献するための行動指針として、以下の「行動憲章」を定めています。

1. 銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、銀行を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの企業価値の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保するべく、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

● コンプライアンス体制

1. コンプライアンスに関する情報の受付窓口

- ・コンプライアンス担当者

当行では、営業店、本部各部室等に「コンプライアンス担当者」を配置しており、行員への日常的なコンプライアンス教育を行わせるとともに、コンプライアンス遵守状況の検証を行っております。また、「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスに関する問題は発見した役職員から人事部に報告することとし、また、顧問弁護士等への外部通報・相談窓口も設置しております。

2. コンプライアンスに関する所管部署

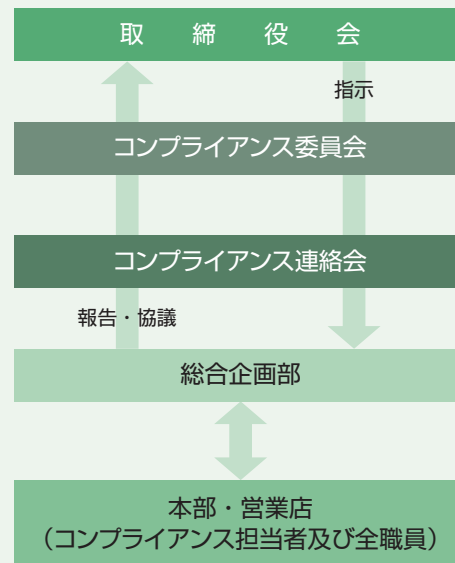
- ・総合企画部コンプライアンスグループ

コンプライアンスに関する所管部署である総合企画部コンプライアンスグループは、営業店や本部各部から寄せられたコンプライアンスに関する情報を一元的に管理しております。それらの情報の中から、問題点の検証、洗い出しを行い、必要に応じて監査室による詳細調査や顧問弁護士の意見を確認した上で、本部各部と改善策の検討を行っております。

また、営業店への臨店訪問を行い、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の検証や、規程・通達等の遵守状況に関する検証を行っております。

総合企画部コンプライアンスグループにおけるコンプライアンス状況の検証及び検討内容は、コンプライアンス連絡会等に報告しております。

コンプライアンス体制図



3. コンプライアンスに関する施策の決定機関

①コンプライアンス委員会・連絡会

コンプライアンス委員会・連絡会では、コンプライアンス・プログラムの策定やコンプライアンスに関する諸問題の改善策について、検討を行っております。コンプライアンス委員会の審議内容のうち、重要事項については取締役会に付議または報告しております。

②取締役会

取締役会は、コンプライアンス委員会の決定事項について、監査等委員を加え、内容を吟味した上で、最終的な施策の決定等を行っております。また、コンプライアンスに関する諸課題や行内体制について議論する等、実質的な関与を行い、コンプライアンス体制の構築に努めております。

●反社会的勢力への対応

当行は、反社会的勢力による不当な介入を防止し、関係を遮断するため、対応マニュアルの制定や反社会的勢力に関する情報の収集等の一元的な管理体制を構築し、対応しております。

今後も反社会的勢力との関係遮断という社会的な要請に応えることができるよう、取り組みの強化に努めてまいります。

●金融ADR制度への対応

金融ADR制度とは、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決を行うものです。

当行では、指定銀行業務紛争解決機関である「一般社団法人全国銀行協会」と手続実施基本契約を締結しており、「全国銀行協会相談室」の存在や役割について、お客さまへの周知に努めるとともに、お客さまのご要望に応じて、当行の「お客さまサポートセンター」、「全国銀行協会相談室」や他の外部機関等を紹介するなど、適切な対応に取り組んでおります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み

当行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」を制定し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止は、経営の重要課題のひとつとして取り組んでおります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

株式会社 佐賀共栄銀行（以下「当行」）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という）防止を経営の最重要課題の一つと捉えて、関係法令を遵守しつつ、実効性のある管理態勢を構築すること、かつ有効に機能させるために以下の方針に取り組んでまいります。

1. 組織態勢

当行は、経営陣の関与のもと、マネー・ローンダリング等の防止に係る取り組みを全職員に浸透させるとともに、統括管理者の役割を明確にして、関係各部との連携を図り、マネー・ローンダリング等の防止に取り組めます。

2. リスク評価

当行は、F A T F (Financial Action Task Force/金融活動作業部会)が求めるリスクベース・アプローチの考え方に則り、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書（N R A /National Risk Assessment）」等の報告を踏まえて、当行が直面するリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じてまいります。また、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

3. 顧客管理

当行は、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を適切に行うとともに、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な顧客管理を実施します。

4. 疑わしい取引の届出

当行は、犯罪収益移転防止法に基づいて、疑わしい取引に適切に対応するとともに、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の研修

当行は、マネー・ローンダリング等に係る人材の育成に取り組み、取引時確認等を含む顧客管理が適切に行われるように、継続的に取り組んでまいります。

6. 遵守状況等の検証

当行は、マネー・ローンダリング等防止に係る遵守状況及び態勢の有効性について、独立した内部監査部門による定期的な監査を行い、その結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。